

別府市監査委員告示第5号

監 査 結 果 に つ い て

地方自治法第199条第1項及び第2項の規定により監査を実施したので、その結果を同条第9項の規定により公表します。

記

監査対象 観光・産業部
観光課、温泉課、文化国際課、産業政策課、農林水産課

令和5年12月20日

別府市監査委員 大 呂 紗智子

同 小 野 正 明

同 藤 野 博

監 査 報 告 書

監査委員は、別府市監査基準（令和2年監査委員告示第2号）に準拠し、本監査を実施した。

1 監査の種類

地方自治法第199条第1項に規定する財務監査及び同条第2項に規定する行政監査

2 監査の対象

観光・産業部各課（観光課、温泉課、文化国際課、産業政策課、農林水産課）の原則として令和4年度の事務事業を対象としたが、必要に応じ過年度も対象とした。

3 監査の着眼点

監査に当たっては、事務及び事業が法令に基づいて適正に、かつ、次に掲げる事項に沿って行われているかに留意するものとした。

- (1) 住民の福祉の増進に努めるとともに、最少の経費で最大の効果を挙げる。
- (2) 常に組織及び運営の合理化に努める。

なお、財務事務執行については、内部チェック機能の整備運用状況及び過去の監査において指摘が多くリスクが高い「現金取扱事務」、「支出事務」、「契約事務」及び「財産管理事務」等に重点を置くものとした。

4 監査の主な実施内容

監査に当たり、観光・産業部長以下幹部職員に、事務概要、執行状況等の説明を求め、次の内容で実施した。

- (1) 観光・産業部の担当事務、職員の状況、当該年度の重点事業等の資料を基に、上記3の観点から監査重点項目を次のとおり決定した。

重点監査項目		
共通項目	現金取扱事務	現金取扱事務について
	支出事務	旅費について
	契約事務	委託契約について
	財産管理事務	備品の管理について
		切手その他金券類の管理について

個別項目	観光課	補助金について	
		施設の指定管理について	
	温泉課	施設の指定管理について	
		工事の施工状況について	湯都ピア浜脇給湯配管外改修工事
	文化国際課	補助金について	
	産業政策課	補助金について	
		施設の指定管理について	
		工事の施工状況について	旧浜脇中学校屋内運動場外改修工事
	農林水産課	補助金について	
		工事の施工状況等について	令和4年災 天間地区耕地災害復旧工事
令和4年度 天間八幡宮雨水管敷設工事			

(2) 監査委員及び事務局職員により、重点監査項目に関する財務証票その他関係書類等の確認を行うとともに、事務執行過程における状況について、観光・産業部各課担当者へのヒアリングを実施した。

また、証拠として関係書類を複写保存し、精査を行った。

(3) 備品については、各課事務室等において現物実地調査を行うとともに、付随する関係書類の提出を受け、照合確認を行った。

(4) 工事については、契約書類、設計図書等関係書類の確認を行うとともに、所管課及び工事担当者から説明を受け、現場等において施工状況を調査した。

(5) 監査委員全員により、項目ごとに、監査途中における問題点やリスクの評価等について意見交換を行うとともに、重要な点において、別府市監査基準第15条に定める事項が認められるか協議した。

5 監査の実施場所及び日程

(1) 実施場所 監査委員室、監査事務局事務室、各課事務室等

(2) 実施日程 令和5年8月28日から令和5年11月17日まで

6 監査の結果

別府市監査基準に基づき、重要な点において上記1から5に掲げる記載事項のとおり監査した限りにおいて、監査の対象となった事務は法令に適合し、おおむね適正に処理されていたが、次のとおり一部に是正又は改善等を要する事項が見受けられたので、必要な措置を講じられたい。

(1) 共通項目

ア 備品の管理について（観光課、温泉課、文化国際課、産業政策課、農林水産課）

平成29年に各課において全備品の所在確認が行われたが、その際廃棄処分済みと判断されたものについて、財務会計システムの廃棄処理が行われていない状況が一部に見受けられた。今回調査対象の備品に限定することなく、全備品について必要に応じた移管及び廃棄処理の手続を行うこと、備品シールのないもの及び旧備品番号のものは再発行し、貼付することなど、別府市物品取扱規則に基づき備品の管理を適正に行われたい。

イ 委託契約について

（文化国際課）

委託契約において、500万円を超える委託料の執行伺に必要な財政担当部長の合議がなされていない事例が見受けられた。別府市予算事務規則第25条第1号の規定に基づき適正に事務処理されたい。

見積執行時の業務名と契約時の業務名が異なっている事例、見積調書に見積金額ではなく契約金額を記載している事例及び契約書に消費税の額を記載していない事例が見受けられた。見積書、見積調書及び契約書の内容を精査し、適切な事務処理に努められたい。

また、委託業務完了の報告を受け検査を実施していたが、検査調書を作成していない事例が見受けられた。別府市契約事務規則等の規定に基づき適正に事務処理されたい。

（産業政策課）

委託料の執行伺の決裁日が適切でない事例並びに入札及び見積執行時の業務名と契約時の業務名が異なっている事例が見受けられた。執行伺、入札書、見積書及び契約書の内容を精査し、適切な事務処理に努められたい。

また、検査調書の保管がなされていない事例が見受けられた。別府市契約事務規則等の規定に基づき適正に事務処理されたい。

ウ 現金取扱事務について（農林水産課）

収入事務について、収納した現金の指定金融機関への払い込みが遅延しており、収納日から払込日まで最長2か月を要したのが見られ、日中の現金保管方法も含め、リスク管理上不適切と言わざるを得ない状況であった。別府市会計事務規則第24条第2項の規定を遵守し、収納した現金等は、速やかに指定金融機関に払い込み、適正な事務処理に努められたい。

(2) 個別項目

ア 補助金の執行について（観光課）

別府市補助金等交付規則第10条第1項で、補助金等の交付時期は、補助事業等

が完了した後に交付することとされ、同条第2項で、補助金等は、補助事業の性質上必要と認めるときは、交付の決定時から当該補助事業の終了までの間に交付できるとされているが、その意思決定（決裁）が行われていない事例が見受けられた。別府市補助金等交付規則に基づき適正に事務処理されたい。

イ 補助金の執行について（文化国際課）

補助金の交付決定及び決定の通知について意思決定の決裁文書を作成していなかった。別府市補助金等交付規則に基づき適正に事務処理されたい。

7 意見

委託業務における契約事務について、随意契約において地方自治法施行令（以下「施行令」という。）第167条の2第1項第2号「その性質又は目的が競争入札に適しないものをするとき。」を適用しているもので、記載されている随意契約理由が具体性に乏しく、理由が十分に説明できていない事例が見受けられた。

随意契約の手法をとることができるものは施行令第167条の2第1項各号に定められた要件に該当する場合に限るとされている。特に施行令第167条の2第1項第2号を適用する場合は、「個々具体的な契約ごとに、当該契約の種類、内容、性質、目的等諸般の事情を考慮して契約担当者の合理的な裁量判断により決定されるべきもの。」とされており、別府市随意契約ガイドラインに判断基準が示されていることから同ガイドラインに基づき適正に事務処理されたい。

最後に、監査の結果に基づき措置を講じる際には、リスク管理に注意し実効性のあるものとなるよう考慮されたい。